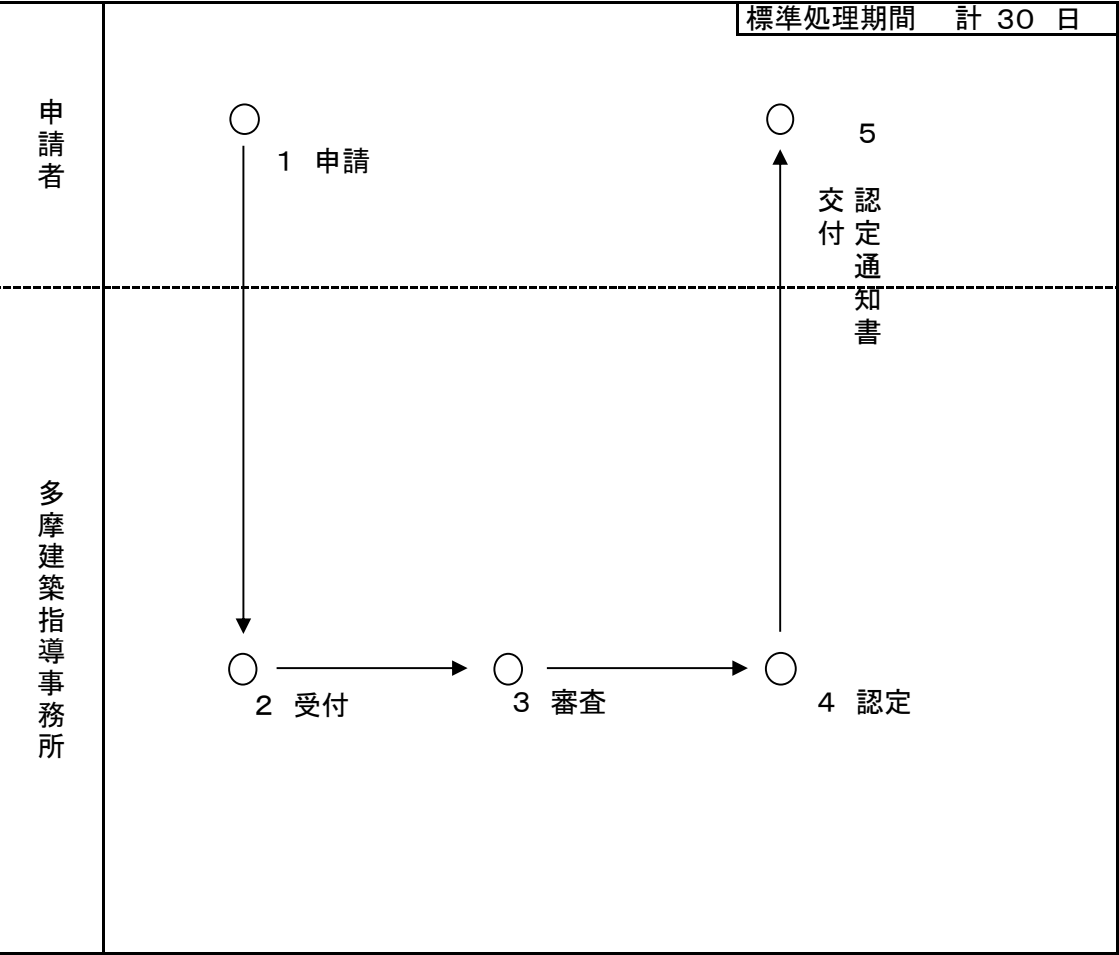


事務処理フロー図

事務名 マンションの除却の必要性に係る認定(耐震性不足の認定)

《事務処理フロー図》



作成部署 都市整備局多摩建築指導事務所建築指導第一課 電話042-548-2067
都市整備局多摩建築指導事務所建築指導第二課 電話042-313-8512
都市整備局多摩建築指導事務所建築指導第三課 電話0428-23-3793

《事務処理フロー図の説明》

項番	項目	説明
1	申請	申請者は、受付窓口(多摩建築指導事務所)に申請書を提出します。
2	受付	提出された認定申請書の形式審査を行い、適正であれば受け付けます。
3	審査	認定することが相当な建築物であるか審査を行います。
4	認定	申請書の適否について決定し、適合していれば認定します。
5	認定通知書交付	申請書の副本を添えて、認定通知書を交付します。